日本共産党

西宮市会議員団ニュース

(発行) 日本共産党西宮市会議員団 (2016.1.17 No.653) 西宮市六湛寺町 10·3 (西宮市議会内) TEL35-3368 FAX・22-7815

E メール・nmc30547@nishi.or.jp ホームページ http://nishinomiya.jcp-giin.net/

2016年



今年もよろしくお願いします

昨年は、「戦争法」「TPP」「原発再稼働」「沖縄新基地建設」問題等、国民の5割から6割が反対しているにもかかわらず安倍首相は国民の声をまったく聞かずに暴走を続け、それらに反対する国民の声が広がった年でした。 今村市長も保育所の合築問題やUR借り上げ住宅等、市民や議会の意見を無視して市政を進めようとしていますが、日本共産党市議団は市民や議会の意見を無視しようとする市長に今年も厳しく対峙します。

県立病院と市立中央病院の統合について

2015年の12月議会で「県立西宮病院と市立中央病院の経営統合を求める意見書」が全会一致で採択されました。(意見書は裏面参照)

今村市長は、就任した 2014 年 6 月議会で市立中央病院については「県立西宮病院と統合し 600 床の基幹病院とすることが最も効率的で効果的」と発言しました。

その後、県と市の病院で協議が行われ現在も継続して 協議が行われています。

日本共産党市議団は、赤字経営が続き、老朽化している現市立中央病院については、現地で建替え存続していくことはむずかしいと考えています。統合するのであれ



1月4日市役所前でいそみ県議、市議団の初宣伝

ば公立病院として救急体制や高度医療、周産期や小児科、 災害拠点の機能等を果たせることができるとの立場で意 見書については賛成しました。

後日、県から「意見書」についての回答が寄せられる 予定です。

今村市長



UR借り上げ住宅問題で議会として市長の対応に声明

UR借り上げ訴訟議案については、12月議会で「双方の歩み寄りによって話し合いによる解決を」と全会一致で「継続審査」としました。

しかし、閉会後の市長の会見では「市議会の判断については真摯に受け止めております」と言うものの「方針は 変えない」と議会が求めたことをまったく理解していない発言をしています。

議長から、「本件は、市長の政治姿勢にかかる問題である。48 万市民のトップリーダーとして広く意見を求め市民の声に耳を傾け「UR借り上げ住宅問題」の解決に向けて、双方の歩み寄りの中で、少しでも前向きな結論が導かれることを期待する」との声明が出され議会全体で承認しました。こんなことは異例のことです。

訴訟議案が 12 月議会で「継続審査」になったことを受け、12 月 25 日に市当局、シティハイツ西宮北口の住民と借り上げ住宅弁護団で一回目の話し合いが行われました。今後は、双方の代理人(弁護士)同士で話が進められていくようですが、話し合いによって住民に納得できる結論が出されることを望みます。

県立西宮病院と市立中央病院の経営統合を求める意見書

県立西宮病院と市立中央病院の経営統合については、前市長時代より検討されてきたが、 未だ決定に至らず今日を迎えている。

昨今では人口減少や高齢化の急速な進展によって医療需要が大きく変化することが見込まれており、全国的にも医療提供体制再構築への取り組みが求められる中、本市議会では 医療課題の解決に公立病院等の再編は重要な選択肢のひとつであると考え、研究を重ねて きたところである。

病院事業の経営効率を高め、不採算部門や高度医療の提供を安定的に果たすためには規模の拡大が不可欠であり、同時に地域における適切な病床数の維持を考えると、施設の更新時期が迫る市立中央病院の再編を図ることは「新公立病院改革ガイドライン」の方向性にも合致し、これは将来も含めた市民・県民の医療環境改善に大きく寄与するものと確信するところである。

よって、県におかれては下記事項に留意され、県立西宮病院と市立中央病院の経営統合について図られるよう要請するものである。

記

- 1 統合後の病院(以下「新病院」と言う)は公立病院本来の在り方をふまえ、県・市が 共有した本市の医療課題解決に資する案とすること。
- 2 新病院は双方の医療機能を補完し、総合力を向上させること、またそれによって3次 救急体制を構築すること。特に周産期医療、小児医療についての機能を拡充させ、これ らの救急体制も整備すること。
- 3 新病院は災害拠点病院としての機能を確立すること。
- 4 新病院の経営主体については慎重に検討するとともに、病院経営に対して市の意見が 反映されるよう留意すること。
- 5 新病院設立時の経費負担割合については十分協議の上、県・市の割合が妥当なものと なるよう留意すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月15日

西宮市議会